

# 社会保険加入者死亡時 手続きガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

## 社会保険（健康保険・厚生年金）加入者の場合

手続き担当者	事業主
提出書類	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
提出期限	死亡日の翌日から5日以内
提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送：事務センター</li> <li>窓口：事業所管轄の年金事務所</li> <li>電子申請も可能</li> </ul>

対応	従業員（本人）および被扶養者の健康保険証を回収し返却
一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称：埋葬料（被扶養者など被保険者に生計を維持されていた人が埋葬）または埋葬費（それ以外の者が埋葬）、被扶養者が亡くなったら被保険者に家族埋葬料</li> <li>支給額：原則5万円（協会けんぽの場合）。組合健保は付加給付の場合あり。</li> <li>申請先：全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合</li> <li>時効：死亡日の翌日から2年</li> </ul>
年金	要件を満たす遺族は遺族厚生年金・遺族基礎年金を請求可能。詳細は年金事務所へ要確認。

## 国民健康保険加入者の場合

手続き担当者	世帯主または同一世帯員
提出書類	国民健康保険資格喪失届（または異動届）死亡届に基づき脱退ができる市区町村も多いため確認が必要
提出期限	死亡日の翌日から14日以内。死亡届は死亡の事実を知った時から7日以内。
提出先	市区町村役場
対応	国民健康保険証または資格確認書などを返却

一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称：葬祭費</li> <li>支給額：市区町村により異なる <b>例</b> 3万円～7万円</li> <li>申請者：葬祭執行者（喪主等）</li> <li>申請先：市区町村役所・役場</li> <li>時効：葬祭日の翌日から2年</li> </ul>
年金	要件を満たす遺族は遺族基礎年金を請求可能。詳細は年金事務所または市区町村役場へ要確認。

## 後期高齢者医療制度加入者の場合

手続き担当者	世帯主または同一世帯員	一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称: 葬祭費</li> <li>支給額: 市区町村により異なる <b>例</b> 3万円~7万円</li> <li>申請者: 葬祭執行者(喪主等)</li> <li>申請先: 市区町村役場</li> <li>時効: 葬祭日の翌日から2年</li> </ul>
提出書類	後期高齢者医療資格取得(変更・喪失)届書 死亡届に基づき脱退ができる市区町村も多いため確認が必要		
提出期限	死亡日の翌日から14日以内。死亡届は死亡の事実を知った時から7日以内。		
提出先	市区町村役所・役場		
対応	後期高齢者医療被保険者証または資格確認書などを返却		

## 各手続き比較表

保険種類	手続き担当	期限	主な提出先	主な一時金	金額
社会保険	事業主	5日	年金事務所	埋葬料(被保険者や被扶養者等が申請できるが会社で手続きすることも多い)	原則5万円
国民健康保険	世帯主等	14日	市区町村	葬祭費	自治体による
後期高齢者医療	世帯主等	14日	市区町村	葬祭費	自治体による